

鳥取労働局発表  
平成31年 3月 5日

担当 職業安定部職業安定課  
職業安定課長 花倉 隆  
地方職業指導官 中嶋 隆行  
電話 0857-29-1707

## ユースエール認定 県内第2号 社会福祉法人ひばり保育会

— 平成31年3月8日（金）午前11時から認定通知書交付式を開催します—

鳥取労働局（局長 まるやまよういち 丸山陽一）は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく基準適合事業主として、社会福祉法人ひばり保育会（米子市）を認定（ユースエール認定）しました。鳥取県内では二番目の認定企業となります。

ユースエール認定制度とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度で、平成27年10月からスタートしました。

### 【基準適合事業主認定通知書交付式】

- 開催日時 平成31年3月8日（金）午前11時～
- 開催場所 ハローワーク米子 所長室  
（米子市末広町311イオン米子駅前ビル4階）
- 内 容 認定通知書の交付
- 認定企業 社会福祉法人 ひばり保育会  
米子市上福原5丁目13-78  
事業概要 保育業  
従業員数 53人
- 主要な雇用情報  
直近の事業年度の月平均所定外労働時間 6. 9時間  
直近の事業年度の有給休暇の年平均取得日数 13. 6日  
女性の育児休業等取得率100%（休業取得者/出産者）



※鳥取県内初の認定企業は、株式会社ファイナル（鳥取市）です。全国では平成31年1月末現在、492社の認定企業があります。

若者雇用促進総合サイト (<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>)

#### ◆認定基準

- ・直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した人の離職率が20%以下。
  - ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下、かつ、月平均法定外労働時間が60時間以上の正社員がいないこと。
  - ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均取得日数が10日以上。
- など12項目の基準をすべて満たす必要があります。

資料1 社会福祉法人ひばり保育会の企業情報PRシート

2 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！